

## 第4回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成28年4月18日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成28年4月18日（月）午前11時2分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 佐々木雄司君      4 番 保田 守君      5 番 丸山 明君  
6 番 治徳 義明君      7 番 原田 素代君      13 番 岡崎 達義君  
14 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
議会事務局長 奥田 吉男君      主 査 青木 智彦君
- 7 審査又は調査事件について  
1) 北川勝義議員の資格決定について  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） おはようございます。

ただいまから第4回資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

冒頭、ここで一言、私のほうからおわびを申し上げます。

前回の委員会で一部私の不適切な発言があり、議事が混乱しましたことを委員長として深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、本日の審査に……。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと待って。

○委員長（丸山 明君） ちょっと、発言許しません。何か議題に関係することでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） 発言をお願いします。

○委員長（丸山 明君） いや、私が委員長ですから。

○委員（佐々木雄司君） 質問の機会を与えてください。

○委員長（丸山 明君） 議題に関係のあることを言ってください。

○委員（佐々木雄司君） 質問の機会を与えてください。

○委員長（丸山 明君） どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 不適切な発言で議事を混乱させたということについてももう少し説明していただいていたいいですか。

○委員長（丸山 明君） きょうの議題に関係ありませんので、御注意申し上げます。委員会条例第22条第2項の規定により、発言内容が……。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） 議題外にわたっておりますので、命令に従わないときは第22条第2項の規定により退去を命じますのでそのつもりで。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどの質問に教えてください。

○委員長（丸山 明君） きょうの議題に関係ないと今申し上げてるんです。それ、しつこく言われたら本当に……。

○委員（佐々木雄司君） はい、はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） もう命令を出しますよ。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） 副委員長どうする。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、休憩にしてください。

○委員長（丸山 明君） はい、休憩。

午前10時2分 休憩

午前10時3分 再開

○委員長（丸山 明君） 本日の審査に入ります。

お手元にお配りしてる資料に従って議事をお諮りします。

お手元の資料をごらんください。

前回までの議論で、いろいろと皆さん御案内のように御審議をいただいてまいりました。そういったことを私もまとめて皆さん方にお示しをしてまいりました。その結果、副委員長とも相談をし、お手元の委員会審査報告書の案なるものをつくりまして、お手元にお渡ししております。ちょっと読みます。

赤磐市議会議長金谷文則殿、委員会審査報告書（案）、本委員会に付託された「北川勝義議員の資格決定の件」について、審査の結果、別紙決定書のとおり決定したので、赤磐市議会会議規則第110条の規定により報告しますということで決定書をおつけしております。

資格決定書を読みます。

資格決定書（案）でございます。資格の決定を求めた議員、丸山明議員、下山哲司議員、資格の決定を求められた議員、北川勝義議員であります。北川勝義議員の議員資格の有無につき、次のように決定する。

1つ、決定、地方自治法第92条の2の規定に該当せず、議員資格を有する。

2、理由、別紙のとおりであります。

ここでお諮りします。

この審査報告書、決定書につきまして御審議をいただいて、この件についてはきょう採決までしたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○委員（原田素代君） 読めてないので。

○委員長（丸山 明君） 別に理由書をつけてますんで、そのほうはちょっと副委員長のほうから一言言ってもらいたい。

○副委員長（下山哲司君） 時間をちょっととって、見てもろうて。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、ちょっと休憩に入ります。はい、休憩です、15分休憩をとります。20分までということでお願いします。その間にちょっと読んでください。

午前10時5分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（丸山 明君） 資格審査委員会を再開します。

○委員（佐々木雄司君） 発言前の、休憩中の発言だったの。気をつけてください、副委員長、発言には。

○委員長（丸山 明君） これから休憩後の審査に入ります。

お読みいただいたと思いますが、いきなりその議論を始めることもできるんですけども、今まで私の不手際でいろいろな議論を何度も繰り返してまいりましたので、今回はしっかり今までのことを振り返っていただいて、幸いなことにきょう実は事業報告書がまだ届いてないんです、ライスセンターの。それで、それがあってきょうで締めるわけにはいかなくなりましたので、来月恐れ入りますが、5月23日月曜日に次回を1日予定をさせていただきます。6月議会には報告をきちっとしないといけませんので、きょうのこの資格の話は。ですから、そういうことでちょっと急遽予定をしてなかったんですけども、一度時間がとれますので皆さんのほうでしっかり今までのことを振り返っていただいて、再度文案について協議をさせていただければというふうに思っておりますので、きょうもし御意見がおありでしたら、きょう言っただけで結構だというふうに私は思っております。

はい、はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 3ページの。

○委員長（丸山 明君） 3ページ。

○副議長（岡崎達義君） 3ページの……。

○委員長（丸山 明君） 3ページ、はい。

○副議長（岡崎達義君） 7行目。その前の行から、「一方で請負と行政手続と違うとの文言の意味にこだわって違いを強調しているが」の後から、「大切なことは現実に起きたことによって公共施設の適切な管理が壊されたというのが我々の現実であった」というのが、これは現実に起きたことによって云々の後は、もう必要でないんじゃないかなと思うんです。法的にきちっとこうだということを言えればいいんであって、現実に起きたこと云々というのは法上の問題とはちょっとかけ離れてると思いますので、ここはちょっと検討して削除でもするか言葉をかえるかしてほしいなと思います。

それから次の、真ん中あたりのマルポツの「赤磐市の公の施設であるライスセンターの指定管理は」というところがありますが、これもその後の「実質的に自治法92条の2の議員の請負行為に当たるのではないか」というこの「実質的に」というのは、実質的ということ自体ももう法的に曖昧さが残るというので、これもちょっと検討してみてください。これで差しさわりのないと思うんだったらもうそれでよろしいですし、私ちょっと実質的にという言葉がかかりますので、そこらあたり検討してみてください。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私も、3ページの部分で何か所か確認をしたいなと思ひまして、今岡崎さんの御指摘の点というのは、これはあくまで委員会の報告ですので法律の解釈による学術的な文章ではないので、私は委員会としての意味の中で、委員の皆さんの思いがやっぱりきち

んと表現されたほうがいだろうという前提がまずあります。

まず、例えば3ページが一番上の行です、不適切な行為があったと、要するに議員の名前を伏せて、名簿が出されずに議決されたことはまず不適切だという指摘、それからその下に、解釈上の矛盾であり制度の悪用ではないかという指摘、要するにいろいろとやっぱり問題があったんだなという指摘というのは、これは大事だと思います。

それから、今岡崎さんが言ったこと、逆に私が思うのは、最後の公共施設の適切な管理が壊されたというのが我々の現実であったと、公共施設の適切な管理が壊されたというその辺は私もちょっとよくわからなくて、大切なことは現実には起きたことだという指摘はとても必要な表現だと思うんですけど、この管理が壊されるという表現はもうちょっと言いようがあるのかなと、現実的に管理が壊れたというふうな意味になってるんで、そこは言い方は考えたほうがいかなと思いますけど、指摘としてはとても必要だと。

○副委員長（下山哲司君） 私が思うのが、これは問題視と、こういうぐらいのところがよかったんかなということは思っています。

○委員（原田素代君） 壊れるというと、ちょっとそこは誤解されるかなと思いました。それから、わからないのがその次の次のマルポツで、赤磐市において平成26年3月の市議会から現在まで、議会運営の公正に疑義が生じたことは事実であった、これは何をやるのかがわからないというのが1つあります。これを教えてください。

以上です。

○委員長（丸山 明君） 副委員長と相談して文章は練ったんで、その範囲でお答えしますが、僕もようけ資料をいろいろ当たったんだけど、具体的に言いますと、副委員長下山さんが議会ですで予算について指摘はしたわけです。1,058万4,000円という荷受けシステムの改修費用が予算化されたということが3月議会であったんです、思い出していただいたら。それは、市長がその後に、12月議会だったかな。それで、市長がこれは不適切だったと、この1,058万4,000円をいきなり予算化したことは、というのは、二千数百万円の蓄えがあったので、ライスセンターに、それを全く考慮せずに丸ごと1,058万円の予算化をしてしまうと、これは私がちょっととちっちゃったんだというふうなことを言われてるんです。

○委員（原田素代君） 議会です。

○委員長（丸山 明君） 議会です。議事録、何でしたら僕がお渡ししますから。ここへ何でしたらありますよ、読んでいただいても。だから、それを言ってるんです。そのことで議会の運営に大いに疑いを持たれる傍聴者がおれば、一体どういう予算のつけ方してるんだと、行政はというふうな疑義を生じてしまったということを私が言ったん。副委員長が指摘した部分なんです。

○委員（原田素代君） 特定しないと……。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、まだ修正がちょっとできてませんので。

○委員（原田素代君） わかりました。その市長発言をここに生かしてるということですよ  
ね。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○委員（原田素代君） じゃ、ちょっと書き方はもうちょっと……。

○副委員長（下山哲司君） 修正。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。一応今のところで。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ。3ページ目の5の終わりに委員会に対する提案の上の部分の、さっき岡崎副議長が言われた実質的に自治法92条の2議員の請負行為に当たるんではないか、このことは多くの他市の条例によって証明できる（委員会として調査済み）となってるんですけど、委員会として調査しましたっけ。

○委員長（丸山 明君） 調査したものを皆さんに僕全部他市の例ということで52市の例をお渡ししましたよね、お手元にあると思いますけど、それが……。

○委員（治徳義明君） あれは、皆さんの御意見で却下されたんじゃないんですか。

○委員長（丸山 明君） いや、とんでもない、あれ、却下じゃなくて事実を示しただけですから。

○副委員長（下山哲司君） 冷静に。

○委員長（丸山 明君） はい、はい、わかりました。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、むきになってしゃべらないように。

○委員長（丸山 明君） いやいや、僕はそりゃ1人で一生懸命インターネットで調べた話じゃけど、じゃけどそれは事実なんじゃから仕方がないでしょそんなもん、却下じゃ、取り消すじゃ言うて、52市の……。

○副委員長（下山哲司君） そうやって、余り委員長が前に出ないようにしてください。

○委員長（丸山 明君） ああ、わかりました。濟いませぬ。

○委員（治徳義明君） 濟んませぬ。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（治徳義明君） 要は、あのとき議事録、よく精査していただきゃいいんですけども、皆さんそう言われたと思ったんですけど、委員会として調査というのはおかしいんじゃないかなど。ただ、委員長が出していただいたのは覚えてますよ、覚えてます。それはもう御努力で出されたんですけど、委員会として調査したというのはおかしいんじゃないですかと言ってるだけで。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、補足、委員長お願いします。

○委員長（丸山 明君） はい、はい。

○副委員長（下山哲司君） あのときに、私が言ったのは運用という部分を私が問題視、指摘したんです。そのときに、運用に関して、今までの例がいろいろあるからということで内容的に出ささせていただいたんで、だから参考資料として調査させてもろうとるつもりでこちらはおるんですけど、その辺の前後を考えていただければそうかと、こういうふう理解していただけるんじゃないかと思うんで、そういうふうに御理解ください。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いません。そもそもなんです、今やっとなる別紙1というのは6月議会なりどこやら何らかの機会に委員会として報告する報告書の案ということでいいんでしょうか、これは。

○委員長（丸山 明君） はい、そうです。

○副委員長（下山哲司君） 丸山委員、その辺説明してください。

○委員（佐々木雄司君） いいんですか。

○委員長（丸山 明君） そうです、6月議会、はい。

○委員（佐々木雄司君） ということになった場合に、5の終わりに委員会に対する提案なんですけども、選択肢は2つあったということで、以上で最後1、2とあって以上で終わってるんですが、この下に何もつかないんですか。

○委員長（丸山 明君） この1、2を並記するつもりはないんです。僕は、あくまでも副委員長と私の案ということで1、2を出したんであって、皆さんで議論をして1番を選ぶんか2番を選ぶんかは皆さんが決定する話です。

○委員（原田素代君） 4番までが報告ってことですよ。

○副委員長（下山哲司君） そうです。

○委員長（丸山 明君） だから、提案になってるでしょ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ確認なんです、これは採択なり皆さんの意見の結果なりでどっちかが落ちる、あるいは1でも2でもないものが委員会に対する、ああ、委員会に対する提案というのがおかしいんじゃないんですか。

○副委員長（下山哲司君） 補足しましょうか、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） そうじゃなしに、こういう考え方もあるというのを2案つけとんで、皆さんがもっとこういうほうがいいんじゃないかということがあれば、これはやめてこれ以外にするということもあるんですが、委員会をすることに議題をつくるのに、こういう委員会に対しての提案として委員長、副委員長からということではどうなんでしょうかという相談です

から、こうするというものじゃありません。

○委員（佐々木雄司君） はい、わかりました、はい。

○委員長（丸山 明君） はい、それじゃあ。

○委員（佐々木雄司君） 確認なんです、この5というのは追記ということでよろしいですね。追記で、1から4までがまとめているものであって、5は追記で終わりにこの委員会に対する提案ということでお出しになられて、こんな内容でどうなんでしょうかと、こういうこといいわけですよ。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐々木雄司君） はい、じゃあ、済いません。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、再び1から4までの内容についてお尋ねをするんですが、3の提出の証拠による云々という結論の部分、①のところなんです。ごめんなさい、1ページ。

一番最初の丸なんです、念のため県の市町村課に確認したところ、逐条解説のとおりであるとの結論を得たということなんです、こういった書きぶりをしていただくときには、市町村課にこういった内容の確認の書類を出したらこういったぐあいに戻ってきましたよというようなことを委員会に示していただいて、だからそれが結論なんだというふうにしなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。というのは、何でそんなことを言うかといいましたら、これは相手があることです、相手のほうがこの結論を得たというのは証拠を見せてくれと言われたときに、ここの中で誰かが電話をかけてこう言いました、ああ言いましたという議事録だけだとちょっと弱いんじゃないかなと思います。文章の、同じ濃淡を醸し出さなきゃいけないんですが、例えば2ページのところになりましたら、4です。審査委員会の報告、論点の報告のところですけども、①から④までありまして、次に指定管理の制度についての理解を深めたというところなんです。この一番最初の丸の平成21年12月28日のくだりですけども。

○委員（原田素代君） 22年。

○委員（佐々木雄司君） ごめんなさい、22年12月28日のくだりですけども、これは通達によればということで通達の内容が書面で確認できるわけです。だから、こういう書き方を、一方このほうではしていただいて、他方ではそういった書類が出ていない、そういったような書類がないにもかかわらず言葉で確認をしましたよと、その確認は何なんですかと言われたら議事録しかありませんよと、そういうやりとりがあった議事録しかありませんよというような、これはどうなのかなと思ったりするんです。ほかのところにも何かありましたね、どうか、総務省のと。ああ、ありました、2ページ目の下のほうなんですけど、下の丸の2番目、下から2番目の丸です、この件を平成28年1月28日自治行政局に問い合わせると、ということで答えられないとのことであつたということなんです、それは我々聞いているだけで、本当に



自治局の方がそういったぐあいと言われてるのかどうなのかという確認はとれてないと思うんです。だから、そういった確認のとれているものと確認のとれていないものを並記するというのは文章上どうなのかなと、特に相手のあるものですからまずいんじゃないかなと思うんですが、どう思われますか。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 補足をさせていただきます。委員会の中でこういうことがあったということで、これは報告ですから、委員会の中で行われた報告をそのまま報告するということが自体何ら問題はないんだというふうに私は思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 報告であったということでまとめるというか一くくりにするのであれば、この有無についての結論であるとかというような言葉は不適切というか内容と合わないんじゃないんですか。これ、3は有無についての結論ということで書かれてるわけなんですけども、4は報告になっていますから、そういうようなやりとりがありましたよということであればいいんだと思うんですけど。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長、補足で。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 報告するのに、それでは一々全部調査したことにおいて、全部証拠をそろえるというような今のふうには受け取られるんですが、委員会としてこういう調査をして委員会の中で報告をしたと、ある程度の範囲は委員長、副委員長にお任せをということやってきたと思うんです。それをこういうことがありましたという資料で出したら、資料を出したという報告で、別に報告ですから問題ないんじゃないかと。最終的には、議員が判断をするというお話をさせていただくように思うんですが、間違ってますか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 議員がそれぞれに判断するところの判断の求めているところが、ちょっと内容が違うのかなというところをまず御指摘させていただきたいなと思います。

私が言いたいのは、報告なら報告で、報告という路線でお話を進めていくのであれば、それはそうかもしれませんが、こここのところに1ページのところには間違いなく結論と書かれてるんです。結論と書くのであれば、それなりのものが必要になってくると思うんです。結論に至るところの一つ、もう一個層の低いといいますか、部分の報告のところでは、ちゃんと通達によればということで確認できるものがあると、そういうところの層で通達によれば通達という確認のとれるものがあるにもかかわらず、上層にもなります非常に重要な結論の部分に対

して、こんな話がありましたよという程度だったら結論を結びつけられないんじゃないですか。結論と書いてますよ、ここしっかり。報告じゃないですよ、これ、結論と書いてますから。

○副委員長（下山哲司君） 委員長と私の相談の中では、通達自体が100%文章を読んだら理解できるわけじゃないですから、そういう理解できない部分も総務省に聞くなり県に聞くなりという物の考え方であったんですが、間違ってますか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 普通確認をしていただく際には、僕もいろいろ確認をさせていただくことあるんですけども、その際には文章で先方に問い合わせをして、回答書という形で事務方か何かからいただくように私は努めてますけども、そういう手続をおとりになられてないんですか、今回は。通常、行政のやることですから。

○委員長（丸山 明君） 私が言っているいいですか。

副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 報告できない、回答できないというものに回答はついてきません。そういうふうには理解しとんですが。

○副議長（岡崎達義君） いろいろ細かく読んでれば幾らでも欠点ありますんで、これはあくまで案ですから、もう一度練り直して、次の会議を持たれるんだったらそのときもう一度出されて、もっと簡潔にされたほうがいいと思います。どっちにしろ資格に問えるような状態じゃないんで、一つ一つについてここはこうでというのを、そのときに参考にして、こういうところを問い合わせたとかこういうふうにして問い合わせたという事実関係を載せれば、それでもう事足りるんじゃないかと思います。結論は資格を問えるかどうかだけですから、そこが問えないということになれば、その間の経緯というのは余り関係ないんじゃないかなとは私は思うんですけど。

○委員長（丸山 明君） はい、ありがとうございます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 僕も、今岡崎副議長さんが言われたように、もう少し短くまとめられたほうがいいんだろうと思います。要はそういうことです。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私は、やっぱり重たい委員会ですから、それに対してこれだけの時間を割いた審議の結果が、要するに結論としては1枚でもう出てるわけです、対象でなかった。

だけれども、それを結論を導き出したプロセスとしてこれだけの議論が出て、それによってこういう気づきもあったというところまで出すという意味がこの委員会というのはとても大事だと思うし、そういうものを出していただいているのは私はもう、正副委員長が本当に御苦労されたんだろうと思います。先ほどの佐々木委員の話は、そういう言い方をすれば何でも突っ込みどころは山ほどあって、そういう意味では法律的な専門家の文章ではないですから。ただ、実際そういう議論があったことをもとに、こういうふうに議会の中でこれをまた皆さんが受けとめていただくことが委員会の果たす役割だと思いますし、私はそんなに短くする必要はないと思うし、こういう細かい私たちの思いを含めて表現されて、正しければです、間違っていない限りは、私はこういう報告書は大変ありがたかったというふうに思います。この5のことについては、だからきょうないし次までに決めるということですよ。

○委員長（丸山 明君） もう皆さんで……。

○委員（原田素代君） だから、4までが報告で5については私たちが決めましょうということですか。

○委員長（丸山 明君） そうです。いや、そのほかのこともです。皆さんで決める話です。

○委員（原田素代君） そうですね、最終的には。

○委員長（丸山 明君） 僕が副委員長と一緒にあって、こうしよう、ああしよう決める問題じゃありません。

○委員（原田素代君） わかった。私の意見としては、報告書としては大変ありがたい報告書だと思うのと、5についての意見はどうしましょう、後にするんですか、いいんですか。

○委員長（丸山 明君） いや、きょう……。

副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 委員長と相談したんですが、この提案というのはこの委員会の皆さんに提案するという意味ですから、報告するときのあれに関しての内容について、こういう内容のほうがいいんじゃないかというだけきょうある程度決めていただいたら、次のときまでにそれを一本化にしてお示しできるんじゃないかと思うんで、できればきょうこのまとめの最後の意見書の部分……。

○委員長（丸山 明君） そこんところは方向性ですから。

○副委員長（下山哲司君） 表現としては意見書の部分なんですが、コンパクトにして小さくまとめたいと思うんで、余り意見書を長々とはやるようにはなってませんので、委員会としての意見書だけ少しコンパクトにしたものを、きょうある程度皆さんの御意見を聞いておけば、それに合わせたものを次に提出させていただきたいと思うんで、どんなでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） それに関連して意見を言わせていただくのであれば、要するにここでは、最後の2行です、議会の信頼回復のため条例の制定に我々も取り組むべきではないかという提案になってるわけで、私はまさに議会としてきちっと取り組む責任が今回の資格審査をやることによって明確になったのだから、これはしていくべきだと思っています。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました、ありがとうございます。

ほかの方で御意見があれば、1と2に関しても、その他でも結構です。岡崎委員、方向性なんかについてももしあれば言っというてやってください、1と2とか一応分けてるんで、このまま1でいくんか2でいくんか、その最終的な提案ですけど。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 私は、佐々木委員が言われたように、いろいろこの文章はあちこち裏がとれてないという部分があると思うんです。ですから、このまま出していくと議会の本会議のときに、質問を受けたときにこれはどうなんだ、あれはどうなんだということになるとまた答えられるほうも大変ですから、もう少し答える場合に答えやすいような方法で考えていただければ。筋としてはこれでいいと思います、いろいろたくさん調べられてやってるんですけど、結果的に文章的な裏づけがないというのは佐々木委員が言われるとおりなんで、そこらあたりを何とか工夫してうまくまとめていただければと思います。お手伝いもしますけど。

○委員長（丸山 明君） 御相談します。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今、岡崎副議長がおっしゃられた答えづらいというところもあるんだろうと思いますけども、いずれにしましてもその対象となる方がいらっしゃってその方の名誉にもかかわる話でもあります。議会のことですから、名誉毀損というようなことの訴えが立つのか立たないのか僕もちよっと法律的なところはそこまで踏み込んでませんからあれですけども、名誉を傷つけられるようなことがないように、やっぱりしっかりと委員会としては配慮しなければいけないと、まずそこは大切にしなきゃいけないところだろうと思います。

その中で、2ページ、一番下の丸なんですけど、このところでも不適切な行為であったしということで書いていただいています。この不適切な行為であったというものは何を指しているのかといたら、名簿に議員名を伏せて議決されておりということなんですけども、これは行政上こういう通例的に行われていたことなのか、それとも悪意を持って、法律上のことで言うと善意というような言い方になるんですけども、善意を持ってこれをわざわざ伏せて、わからないことをしたという確たる証拠があって不適切な行為だと指してるのか、どうなんだということなんです。こういうようなことも不確かなところで話を進めていくと、他人の名誉、議会や市役所の名誉にもかかわることだと私は思いますので、こういうような書き方をすべきでは

ないんじゃないかなと思います。そこをちょっと御指摘申し上げたいと思います。

○委員長（丸山 明君） はい。保田委員、何か御意見がありますか、この文案に対して。それから、治徳委員ももしあればしっかり言うておいてください。

○委員（保田 守君） 原田さんが今さっき言ったように、何回もやってきたこと、それから調べてきたこと、それは現実にきちっとわかるような形で報告してもらいたいと思います。その中で、疑問点がそりゃさすがに言われるとおりにこれは書かんほうがええとか、明確でない部分があるのかもしれないけど、全て正直に取り組んできたことを正直に報告してほしいと思います。

○副委員長（下山哲司君） きょう最終決定じゃないんでその次が最終決定なので、それまでにそれを修正させていただいて、次の会議で最終的に終了ということで、私は委員長とはそういうふうにお話ししたんですが、どんなでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 3ページ目の丸が1個あるんです。赤磐市議員としてこの疑惑に答えなければならぬ責任があるのではないかと思ひ次の2点を指摘したいということで、2点を書いていただいているのは、これは何を言わんとしてるんですか。赤磐市議員としてこの疑惑、赤磐市議員、委員会として、これ何なんですか、意味がちょっとわからないなと思って、説明いただいいていいですか。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 最初に、議員として監事、会計の籍を有していたということに対して、本人もそれは悪かったということで取り消しをされておりますので、そういう観点に係っているというふうに思っておるんですが。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ。1ページ目の3の提出の証拠による地方自治法92条の2資格の有無についての結論ということなんですけど、今先ほども佐々木委員のほうからも何度も話があったんですけど、要は委員会として該当しないというふうな、本筋じゃと副委員長も再三言われる話の中で、県が言ったから、弁護士が言ったからみたいなニュアンスが強くなり過ぎてて、もう少し文章を考えられ、要は根拠はそうなんですよという話なんでしょうけど、もう少し言い回しを考えたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。どう書きゃえんらと言われたらちょっと僕もよう答えませぬけど、もう少し練ったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今治徳委員が言われたように、いろいろ練り直す必要はあると思うんですけど、要するに行政実例とか、それから県に尋ねたいいろいろなこと、国に尋ねたいいろいろなこと、文章として出てきてるわけじゃないからはっきりしたことはわかりませんが、そういうのは書籍とか、いろいろな形で出てるんです。それを根拠にして、法的にはこうこうこういうふうになってそれを勘案すると今回の事例は当たらないというふうな形で構成していけば、もうそれで十分だと思うんです。それで、また丸山委員がここの中で書かれているようないろいろなことを、それに補足して加えていくという形にしておけば十分じゃないかなとは思いますが。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 確かに、書き方としてはそういう書き方になるのかもしれないんですが、この中で扱ってないやり方、扱ってない書き方を作文で書いて、はい、じゃあそれを採択しましょうという話にはならないと思うんです。だから、ここに書かれている内容というのは、確かに議事録にも残ってると思いますし私の中の記憶にも総務省に確認しました、県のほうに確認しました、こんな内容でしたということの話があったということは記憶はありますから、ここに書かれてることについてはそうですよねということなんですけども、本から逐条解説からとか、解説本みたいなものから引用して、そののところをここに書かれてるからこうしようというようなやりとりはなかったように思うんです。そういうないものをこのところに書くために引用するというのは事実が違うんで、それはちょっと避けるべきではないかなと思ったりしますが。ありましたかね、そういうやりとり、なかったと思うんですけど。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 堂々めぐりなんですけど、要するに最初の御指摘が電話の問い合わせぐらいの根拠では重さがないでしょという御指摘に対して、電話のやりとりというのは、岡崎委員が言ったのは、法的にちゃんと裏づけがあつての電話のやりとりなんだから、裏づけがないのであれば電話のやりとりという表現ではなくて、電話でやった実際のその法的な根拠を示せばいいことで、きちんとした根拠のある裏づけをどうやって証明するのという佐々木さんの問いに対してはそういう対応ができますねと。要するに、電話で厚労省や県の役人が自分が思ったことを口がついて出たわけではないと、彼の中ではそういう逐条解説や条例の規定のもとに発言したんだから、それをちゃんと表記すればいいだけのことでしょというだけですから、テクニックなんですよ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 原田さんありがとうございます。

おっしゃられる意味物すごくわかるんですが、僕がその問題を感じてるというか指摘をさせていただいてるのは、そもそものところなんです。要するに、電話でのそのやりとりというようなものがそこにあったというものが、何かしらその質問状があつてそれに対する回答書があつて、そのものをさらに補足するような意味で総務省の役人が勝手に言ってることではないんだというところの部分でお使いになられるんだつたらよくわかります。だから、そもそもそのところがないのに、引用物を持ってきて、これがやりとりをしたものにかわるものだというのであれば、これ、かわらないと思います。

○委員（原田素代君） そこは、よく考えてください。やりとりしてもちょっと、いつまでも続きそうですから。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 電話でやりとりした内容というのは、それで最終決定的なものじゃないんで、こちらの思うとって、内容的には問題がある内容じゃないと思うんです、電話で回答いただいとるのは。確認みたいな感じです。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 重要な部分だと思いますよ、副委員長。ここの中に書かれていることで重要でないものはないわけですから、全部重要なことを書かれてるわけです。その結論に至るところの判断材料の一つになっているにもかかわらず、その判断材料のもとになるものが示されない、あるいは作文しなかったらいけないようなものというのは結論に至らないんじゃないんですか。先ほども言いました人の名誉にかかわる話ですから、そういう軽んじることはおやめになられたほうがいいような気がしますけど。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○副委員長（下山哲司君） 今私が言ったのは、それで決定するというような内容じゃ、それはそこからだめですよとかそれはだめですよというような内容のしかないんです、電話では。それはこうですよ、それはこうですよじゃないんです。早く言えば、回答ができない、あなた方が判断しなさいというようなことしか電話ではないんです、内容的には。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いえいえ、それは事実違うと思います。岡山県のほうと話をされたと言われた際には、県の職員が激高されて何か言葉を荒げたかというような表現があつたように思うんですが、そういうやりとりがあつたように私は記憶しておりますけども。違うんじゃないんですか、それは。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 副委員長ばあが答えよんであれなんですけど、私のほうがええと思うてワンクッション置いて、同じことなんですけど、こうじゃないですかということで押しつけ的に聞いたときにそういうふうには県の方が回答されたということで、それではないという回答ですから、こっちが思うたことを押しつけてそれをそうじゃという回答ではないんで、そういうふうに理解していただきたいと思う。

○副議長（岡崎達義君） 委員長、ちょっとよろしい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） やりとりされるのはいいんですけど、結局この内容をもう少し精査しないとだめということなんです、問題は。

○副委員長（下山哲司君） そういうことです。

○副議長（岡崎達義君） 先ほど副委員長が答えられたようなことは、議場で質問があったときに答えればいいことであって、ここで云々というような話じゃないんと思うんです。だから、もう少しこれを精査してもう一度次には出してもらったときには、一旦読んでるわけですから今度は簡単に読めるわけですし、次の回に結論出すのも十分出せると思いますので。だから、ああだこうだと言ってやりとりしたって、もうどうしようもないわけですから、私らでも読んでてもそりゃいろいろなどこ欠陥ありますよ。欠陥あるからといってそれを一々一から十まで指摘していたんでは、そりゃもうきょう一日かかってもとてもじゃないけどできません。ですから、もうそこは委員長、副委員長に任せて、もう一度精査してもう一度出していただくという形で、もう閉じたらどうですか。

○委員長（丸山 明君） はい、ありがとうございます。

なければそのようにしたいと思うんですが。

○委員（佐々木雄司君） はい、ありますよ。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） ですから、そういう御意見、岡崎副議長の御意見がありながらほかにないですかということをお尋ねになられたんで、ほかにありますよということで御質問申し上げるんですけども、先ほど言いましたけど3ページ目、丸があるんですが、赤磐市議員としてこの疑惑に答えなければならぬ責任があるのではないかと思ひ次の2点を指摘したいというこの意味がちょっとまだわからないんで、先ほどお尋ねをしてお答えいただいている途中でほかの質問が出て、そっちのほうに話が流れていきましたので。これはどういうことなんでしょうか。赤磐市議員として。

○委員長（丸山 明君） いいですか。

○副委員長（下山哲司君） どうぞ。

○委員長（丸山 明君） 済いません。発言が許されました。申し上げます。



議員というのは、やはり市民にかわって一定のその民主主義下における責任を持った存在なんです。ただの一般市民の方は主権者なんです、その人たちに成りかわって税金の使い方を……。

○委員（佐々木雄司君） 違います、違います。はい、済いません、はい、違います、はい。

○委員長（丸山 明君） ちょっと今、私が発言中なんだからちょっと聞きなさい。

○委員（佐々木雄司君） 僕、質問の仕方が……。

○委員長（丸山 明君） 私が今発言……。

○委員（佐々木雄司君） 質問の仕方がちょっと悪かったんで、ごめんなさい。

○副委員長（下山哲司君） 委員長のあれをせんようにしてくださいよ、また……。

○委員（佐々木雄司君） はい、いいですか、ごめんなさい。僕の質問の仕方が悪かったんで、もう一回ちょっと質問させてください。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、もう一遍言うてください。

○委員（佐々木雄司君） 赤磐市議員としてこの疑惑に答えなければならない責任があるのではないのかというところの、赤磐市議員というのはこれは北川議員ですか。北川議員は赤磐市議員としてこの疑惑に答える責任があるのではないかと、こういうような書き方ですか、これは。

○委員長（丸山 明君） 2人で相談して決めたんですが、これは一般的な赤磐市議会議員全員のことを言ってるわけでございまして、今では17人になりましたが、17人の議会の議員のモラルとしてこういう立場なんではないかということをお願いとる。

○委員（佐々木雄司君） という書き方ですね。

○委員長（丸山 明君） 意味がおわかりいただいたでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。

○委員長（丸山 明君） いろいろ御指摘をいただいたんで、ここら辺は十分相談しながら再度まとめて、これ以上ふやすつもりはありません。コンパクトにまとめるつもりでございまして、どうしても言いたいことはやっぱり皆さんで審議したことですから、おわかりいただけるような議会報告にしたいという思いから副委員長とついでこういう形になりました。ひとつ御勘弁ください。

じゃあ、きょうはそういうことで、済いません、次回がちょっと入ってしまったんですが、5月23日を予定しました。御都合のほう、月曜日でございますんで、午前10時からということをやりたいと思います。どうぞひとつよろしく願いいたします。

それでは、きょうはこれできょうの資格審査会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時2分 閉会